

佐渡市文化・スポーツ合宿誘致補助金事務取扱要領

令和4年4月1日

一般社団法人佐渡観光交流機構

佐渡市文化・スポーツ合宿誘致補助金（以下「補助金」という。）については、佐渡市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

1. 交付対象等

- （1）補助対象団体は「当該学校等に文化部又はスポーツ競技部として認められているもの」であり、学校等の所管する組織より公認されているクラブ、競技部、サークル、同好会などをいい、大学などの学部や研究班なども含むものとする。
- （2）補助対象となる人員は、前号の団体に所属する生徒、学生、指導者、コーチ並びに合宿の目的及び活動に必要な人員とする。
- （3）「文化・スポーツ合宿」とは、練習や研修など一つの目的のもとに、多くの人が同じ宿舎で生活をともにすることをいい、単に大会やイベントに参加することだけを目的とした宿泊は除く。
- （4）補助金は交付対象となる文化・スポーツ合宿（以下「補助事業」という。）を交付対象期間内に実施する団体（以下「補助事業者」という。）に交付するものとする。なお、補助事業者と補助金の交付の申請等を行う者とは同一の者でなければならない。
- （5）補助事業者が2箇所以上に分かれて宿泊した場合でも、補助事業の目的及び活動内容が同じであれば、同一の合宿とみなす。
- （6）補助事業者が複数の班に分かれ、行程を別にして補助事業を実施した場合においても、目的及び活動内容が同じで、かつ市内において当該複数班が合同で活動する機会があれば、同一の合宿とみなす。
- （7）1回の合宿が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合の延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。
- （8）複数の補助事業者が、合同で補助事業を行う場合であっても、補助金の申請は、各々の補助事業者が個々に行うものとする。
- （9）「公共施設」の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ドンデン高原ロッジ自然リゾート	佐渡市椿 697 番地
トキ交流会館	佐渡市新穂潟上 1101 番地 1
ふすべ村体験学習施設（宿泊施設）	佐渡市羽茂小泊 1143 番地 1
赤泊農林漁業体験宿泊施設 サンライズ城が浜	佐渡市三川 2915 番地 3
相川観光交流センター（佐州おーやり館）	佐渡市相川羽田町 15 番地

2. 交付対象事業の募集

本補助金は、一般社団法人佐渡観光交流機構ホームページ・さど観光ナビにより公募するものとし、募集にあたっては文化・スポーツ合宿誘致補助金募集要領を定める。募集の期間は、以下のとおり。ただし、受理した交付申請に係る補助金額の合計が予算の総額に達したときは、以下に定める期間にかかわらず、補助金の交付の申請の受付を終了とする。

募集期間：4月1日～翌年の3月15日まで

3. 審査・交付決定

一般社団法人佐渡観光交流機構は、合宿終了日から起算して30日を経過する日又は合宿終了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに協議の上で補助事業者から交付申請書の提出があった場合、14日以内に別表により交付申請の内容について審査するものとする。審査の結果、補助金の交付をすることが適当と認めたときは、審査後5日以内に補助金の交付決定と補助金額の確定を通知することとする。

4. 申請の取り下げ

補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、文化・スポーツ合宿誘致補助金交付申請取下げ書(申請様式第2号)により理事長に申し出なければならない。理事長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

5. 補助金の支払い

理事長は適正な請求書受領後30日以内に補助金を支払うものとする。なお、不正受給の防止及び支払の事実に関する客観性の担保のため、原則、支払は銀行振込とする。

6. 補助金の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

7. 交付決定の取消し

交付決定の取消は補助事業終了後においても効力を発するものとする。

8. 補助金の返還

理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

理事長は、補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

理事長は、(1) 又は (2) の規定により補助金の返還を請求するときは、文化・スポーツ合宿誘致補助金返還命令書により行う。補助事業者が、返還すべき補助金を指定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金)

理事長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。補助事業者は、文化・スポーツ合宿誘致補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書により行うものとする。

(延滞金)

理事長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。この規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。また、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。補助事業者は、文化・スポーツ合宿誘致補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書により行うものとする。

9. 補助金交付の停止

理事長は、補助事業者が別表の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、文化・スポーツ合宿誘致補助金停止通知書により補助事業者に通知するものとする。

別表に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表に定める停止期間の2倍の期間とする。

10. 報告の公表

補助金の適正な使用のため、補助事業の概要及び取組みの状況を公表する場合がある。また、佐渡市の行政委員会への報告の資料として一部を公表する場合がある。

11. その他

この事務取扱要領は令和4年4月1日から適用とする。

別表

佐渡市文化・スポーツ合宿誘致補助金交付（不交付）決定審査基準表

1. 審査表

審査内容（要件）	合・否
交付申請書に必要事項が漏れなく記入されているか。	
交付申請書に定める添付書類に不備はないか。	
・合宿実績書（様式第2号）が添付されているか。	
・合宿参加者名簿（様式第3号）が添付されているか。	
・宿泊証明書（様式第4号）が添付されているか。	
・宿泊に係る宿泊施設の領収書の写し	
・誓約書	
・すべての書類について必要事項が漏れなく記載されているか。	
予算の総額に達していないか。	
市税等を滞納していないか。	

※交付（不交付）決定基準

すべての要件に適合したものに交付を決定する。

2. 交付停止期間

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月。
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月。
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不相当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月。
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき (天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く)。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月。